

西荻伏見通り商店街
振興組合定款

平成 21 年 5 月 20 日改正

西荻伏見通り商店街振興組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、西荻伏見通り商店街振興組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、東京都杉並区西荻北3丁目1番から4番、15番10号、16番6号、8号、17番2号から4号、8号、18番2号、4号、6号、16号、17号、19番6号、11号から13号、20番5号、7号、8号、21番5号、22番19号から22号の各区域並びに同3丁目16番から20番の通称伏見通りに面する区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を東京都杉並区に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示する。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。
2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のためにする共同売出しに関する事業
- (2) 組合員のためにする共同宣伝に関する事業
- (3) 組合員のためにするサービス券の発行に関する事業
- (4) 組合及び組合員のためにする共通商品券の取扱いに関する事業
- (5) 組合員のためにする東京都商店街連合会が行う都連互助会共済制度の集金代行に関する事業

- (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
- (7) 組合員の事業に係る休日、開店又は閉店の時刻等に関する指導
- (8) 街路灯、アーチ等組合員及び一般公衆の利便を図るための共同施設の設置及び維持管理
- (9) 組合員の事業の発展に資するためにする組合の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言
- (10) 組合員が建築協定を締結する場合におけるあっせん
- (11) 組合員の福利厚生に関する事業
- (12) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 組合の地区内において小売商業を営む者
- (2) 組合の地区内においてサービス業を営む者
- (3) 組合の地区内において前2号以外の事業を営む者

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 前項の加入の諾否は、理事会において決する。

3 前項の規定により理事会の承諾を得た者は、引受出資口数に応ずる出資金の払込みを終了したとき（持分の全部又は一部を承継することにより加入する場合は、それを承継したとき）に組合員となる。

(相続加入)

第10条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(議決権及び選挙権)

第11条 組合員は、各1個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 組合員は、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、組合員が署名又は記名押印した書面若しくは代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 3 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。
- 4 代理人が代理することができる組合員の数は、4人以内とする。
- 5 組合員は、第2項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 6 代理人は、その代理権を証する書面を、議決権を行う前に、本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて代理権を電磁的方法により証明することができる。
- 7 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。(以下第34条、第35条及び第42条、第44条、第45条において同じ。)

(経費の賦課)

- 第12条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもってあてるべきものを除く。)にあてるため、組合員に経費を賦課することができる。
- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(使用料又は手数料)

- 第13条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。
- 2 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(自由脱退)

- 第14条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりににおいて脱退することができる。
- 2 前項の通知は、事業年度の末日の3月前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

(除名)

- 第15条 本組合は、次の各号の一つに該当する組合員を総会の議決によって除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 出資の払込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員
 - (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
 - (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
 - (4) 犯罪その他本組合の信用を失う行為をした組合員
- (脱退者の持分の払いもどし)

第 16 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の正味財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合はその半額とする。

（出資口数の減少）

第 17 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいて、その出資口数の減少を請求することができる。

- （1） 事業を休止したとき
- （2） 事業の一部を廃止したとき
- （3） その他特にやむを得ない理由があるとき

2 前項の請求は、事業年度の末日の 3 月前までにその旨を記載した書面で行わなければならない。

3 本組合は、第 1 項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決定する。

4 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

（届 出）

第 18 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7 日以内に本組合に届け出なければならない。

- （1） 氏名及び名称（法人たる組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- （2） 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

（過怠金）

第 19 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により過怠金を課すことができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までにその組合員に対して、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- （1） 第 15 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為のあった組合員
- （2） 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

（延滞金）

第 20 条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利 12 パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

第 4 章 出資及び持分

（出資 1 口の金額）

第 21 条 出資 1 口の金額は、1,000 円とする。

(出資の払込み)

第 22 条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持 分)

第 23 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算出する。

2 持分の算定に当たっては、100 円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 5 章 役員、顧問、相談役及び職員

(役 員)

第 24 条 本組合に次の役員を置く。

(1) 理事 10 人以上 13 人以内

(2) 監事 2 人又は 3 人

2 理事のうち 1 人を理事長、2 人を副理事長とし、理事会において選任する。

3 理事のうち組合員又は組合員たる法人の役員でない者については 3 人をこえることができない。

(役員選挙)

第 25 条 役員は、総会において選挙する。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。又、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

7 一の選挙をもって 2 人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員任期)

第 26 条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理 事 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会終結時まで任期を伸長する。

- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のために選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第24条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまで、なお役員としての職務を行う。

(代表理事の職務等)

第27条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権限を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

- 第28条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実務義務)

第29条 役員は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の実務)

第30条 役員に対する報酬は理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第 31 条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は学識経験のある者のうちから、又相談役は本組合に多年功労のあった者のうちから、それぞれ理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職 員)

第 32 条 本組合に、職員を置くことができる。

第 6 章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第 33 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第 34 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発して行うものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第 1 項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したとみなす。

4 本組合は、希望する組合員に対しては、第 1 項の規定による総会招集通知及び決算関係書類、事業報告書及び監査報告書の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項中「総会招集通知の発出は」とあるのは「総会招集通知の電子メールアドレスによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

(臨時総会の招集請求)

第 35 条 総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(総会の議事等)

第 36 条 総会の議事は、商店街振興組合法（以下「法」という。）に特別の定

めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第 37 条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 34 条（総会招集の手続）の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案にすることができる。

(総会の議決事項)

第 38 条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(特別の議決)

第 39 条 次の事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散又は合併
- (3) 組合員の除名

(総会の議事録)

第 40 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名並びにその出席方法
- (5) 出席監事の氏名並びにその出席方法
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (8) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の招集)

第 41 条 本組合に理事会を置く。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会に定めた順位にしたが

い、副理事長が、理事長、副理事長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

4 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときはいつでも、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の規定による請求のあった日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第42条 理事長は、理事会の日の3日前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の議決事項)

第43条 法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関して理事会が必要と認める事項

(理事会の議事等)

第44条 理事会の議長は、理事長をもってあてる。

2 理事会における各理事の議決権は、各1個とする。

3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

4 理事は、やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

5 第3項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

6 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第3項の理事の数に算入しない。

(理事会の議事録)

第45条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付すものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席理事の氏名並びにその出席方法
- (4) 議長の氏名並びにその出席方法
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
(委員会)

第46条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 管 理

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第47条 理事は、定款、規約及び組合員名簿を本組合の事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には次に掲げる事項を記載若しくは記録するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人たる組合員にあっては、名称及びその代表者名）及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び払込済金額並びにその払込みの年月日

3 理事は、総会及び理事会の議事録を10年間主たる事務所に、その写しを5年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

4 組合員及び組合の債権者は、業務取扱時間内はいつでも組合に対し、第1項、第2項及び第3項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第48条 組合は、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。

2 組合は、決算関係書類を作成した時から10年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

3 第1項の決算関係書類は、監事の監査を受けなければならない。

4 事業報告書及び前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類は、理事会の承認を受けなければならない。

5 理事は、通常総会の通知に際して、組合員に対して前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

6 理事は、監事の意見を記載した書面を添付して決算関係書類及び事業報告

書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

7 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

8 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日から2週間前から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

9 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱い時間内は、いつでも第1項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。

(会計帳簿の閲覧等)

第49条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱い時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合は、本組合は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第8章 会 計

(事業年度)

第50条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第51条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額。ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下第53条及び第54条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補にあてる場合を除いては、とりくずさない。

(資本剰余金)

第52条 本組合は、出資金減少差益（第16条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、その他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第53条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第54条 本組合は、第7条第6号の事業(教育情報事業)の費用にあてるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第55条 毎事業年度の利益剰余金に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したもののから、第51条の規定による利益準備金、第53条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決により他の組合積立金として積み立て、又は、組合員に配当し、なお剰余がある場合は、翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第56条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第57条 損失金のおてん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第58条 本組合は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として職員給与総額の20分の1以上を計上する。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第59条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

以上は、本組合の定款である。

西荻伏見通り商店街振興組合
代表理事 小俣 喜則 組合届け印